

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が 発生した場合における賠償のお取扱いについて



2021年8月25日
東京電力ホールディングス株式会社

- 多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の取扱いについて、当社は、2021年4月13日に決定された政府の基本方針を踏まえ、安全性の確保を大前提に、国内外への理解醸成に向けたコミュニケーションや生産・加工・流通・消費対策等、風評影響を最大限抑制するための対応を徹底してまいります。
- それら対策を講じてもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償することとしております。
- 本資料では、ALPS処理水放出に伴う風評被害賠償の検討状況についてとりまとめました。
- 今後、関係者の皆さんにご説明し、ご意見等をお伺いしながら風評賠償の枠組みを具体化してまいります。

2. 風評被害が発生した場合の対応



- 風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、期間を限定せず、その損害を迅速かつ適切に賠償いたします。

基本的な考え方

- ・あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、ALPS処理水放出による損害を賠償させていただきます。
- ・損害の確認にあたっては、個別のご事情を丁寧にお伺いし、対応させていただくとともに、統計データの分析等から算出した風評影響がなかった場合の想定値から価格や取引数量などが減少すれば、風評被害があると推認するなど（スライド5）、被害者さまに極力ご負担をおかけすることのないよう、柔軟に対応してまいります。
- ・関係者の方々のご懸念に対し具体的な賠償基準等を丁寧に説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。また、賠償に関する専用お問い合わせ窓口を設け、ご懸念の声をしっかり受け止め、寄り添って対応してまいります。

3. ALPS処理水放出に伴う賠償の共通する考え方



●あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定せず、ALPS処理水放出に伴う損害を賠償

- ・ALPS処理水放出前の風評被害のお申し出にも、ご事情を丁寧にお伺いし、迅速かつ適切に対応
- ・間接的な損害(※)に対しても、ご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応
- ・将来分一括賠償をお支払いしている場合でも、別の新たな損害として対応

※【例】風評被害を被っている旅館・ホテルなどにタオルやシーツを納入する事業者さまが被られる損害など

●被害者さまに極力ご負担をかけない柔軟な対応

- ・風評被害の発生の確認・損害額の算定・ご請求方法は、過去の賠償に関する考え方や仕組みを最大限活用
- ・風評被害の発生の確認にあたり、地域や業種ごとの統計データなどを用いて損害を推認するなど、ご請求者さまのお手間を軽減できる方法を提案
- ・損害の推認が困難な場合でも、事業者さまごとに被害実態を丁寧にお伺いし対応
- ・損害額の算定にあたり、これまでにご提出いただいている書類も活用するとともに、事業者さまごとのご事情を考慮し柔軟に対応

●関係者の方々のご懸念に対する丁寧な対応

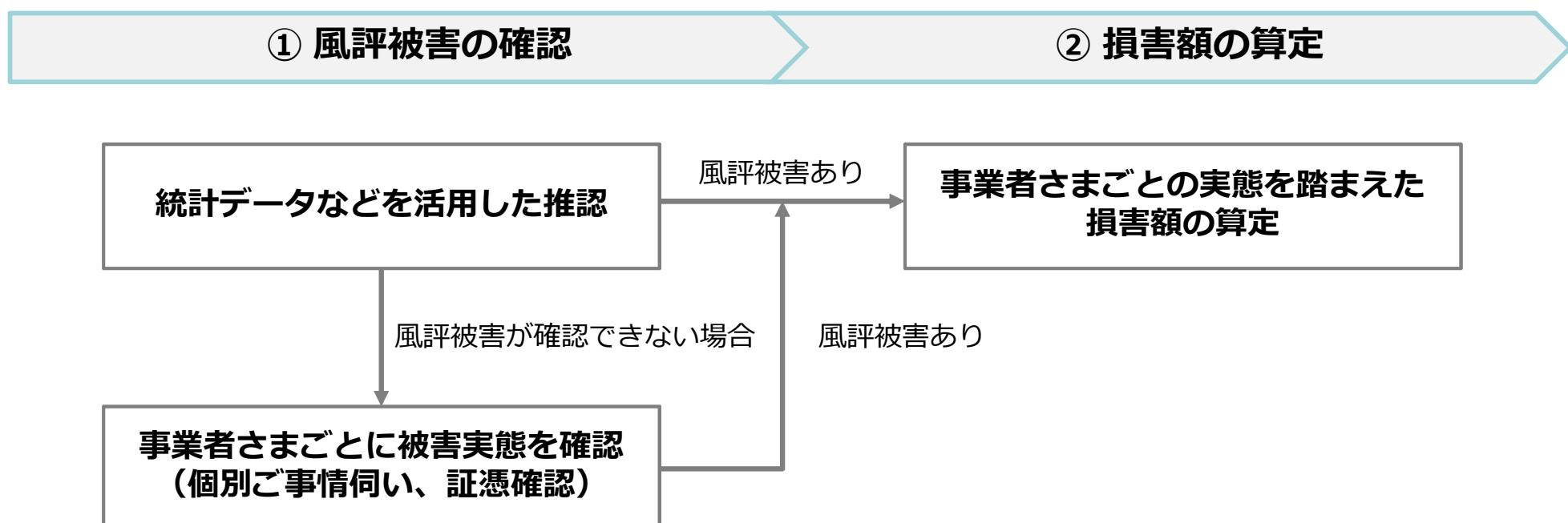
- ・ご懸念に対して具体的な賠償基準などを訪問・説明会などにより丁寧に説明
- ・風評賠償の枠組みは、関係者の皆さまのご意見をお伺いし具体化

4. 風評被害の確認・損害額の算定方法の考え方

- 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。
- 新たにALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた方につきましては、風評被害を確認のうえ、損害を適切に賠償させていただきます。

新たに風評被害が生じた場合

- 風評被害のお申し出があった場合は、以下の手順にて手続きを進めさせていただきたいと考えております。

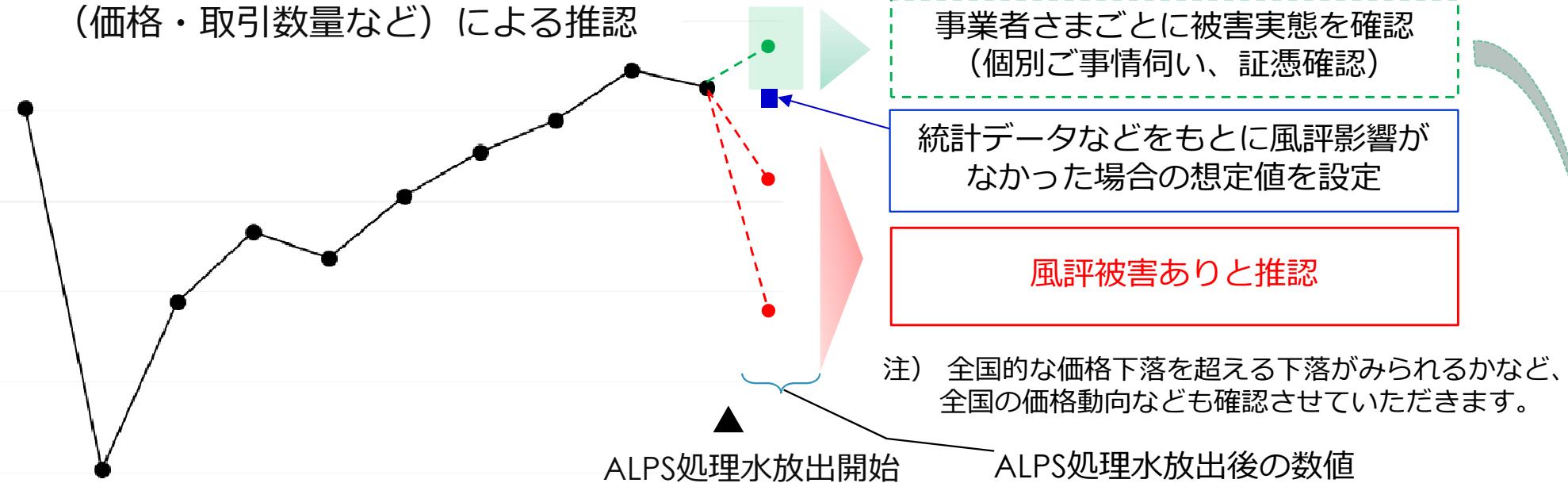


① 風評被害の確認

- 国や自治体、事業者団体作成の統計データなど(※)から、風評影響がなかった場合の想定値（価格・取引数量など）を算出させていただきます。
- これをALPS処理水放出後の数値と比較し、下回る場合は、ALPS処理水放出による影響を受けていると推認し、「② 損害額の算定」へと移らせていただきます。

※使用するデータは、今後、関係する事業者さまのご意見を賜りたいと考えております。

【例】統計データを活用した数値 (価格・取引数量など)による推認



統計データなどから当該地域や業種の風評被害が確認できなかった場合においても、事業者さまから個別のお申し出があった場合には、事業者さまごとに個別にご事情をお伺いし、当該事業者さまがお持ちのデータやお取引実績、サービスなどの取引先の状況・取引依存度などから、風評被害の有無を丁寧に確認させていただきます。

② 損害額の算定

- ALPS処理水放出に伴い新たに風評被害が生じた場合、事業者さまごとのご事情を踏まえた損害額を算定し、迅速かつ適切に対応してまいります。

損害額の算定方法

- 風評被害が生じた場合の具体的な損害額算定方法の一例を以下にお示しします。
- 放出前の売上げの基準年など具体的な損害額の算定方式については、今後、関係する事業者さまのご意見を賜りながら決定してまいります。
- また、請求者さまに極力、ご負担をおかけすることのないよう、これまでにいただいた証憑類なども最大限に活用させていただきます。

【損害額の算定事例】

例① 商工事業者さま

$$\text{例} \quad ① \quad \left(\begin{array}{c} \text{放出前の売上げ} \\ - \\ \text{放出後の売上げ} \end{array} \right) \times \text{貢献利益率} \times 1$$

例② 一次産品事業者さま

$$\text{例} \quad ② \quad \left(\begin{array}{c} \text{放出前の価格} \\ - \\ \text{放出後の価格} \end{array} \right) \times \text{放出後の販売数量} \times 2$$

※1：貢献利益率 = {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費（経費）中の変動費} / 事故前の売上
※2：損害額の算定においては、放出前の数量を上限とさせていただきたいと考えております。

【参考】風評被害の確認・損害額の算定例（イメージ）

TEPCO

事業者さま

- 加工品A工場の売上
2億円/年 ⇒ 1億円/年
(ALPS処理水放出前) (ALPS処理水放出後)
- 貢献利益率：30%

【加工品A工場】



【加工品A】

- 原材料：
地元産品B (90%) 他



代表者さま

処理水放出後、地元産品Bを原材料にしていた加工品Aの売上が**2億円から1億円**に下がってしまった。

① 風評被害の確認

【产品B】



<事実関係>

- 地元産品B価格が想定価格より下落
※ 全国平均価格は変動なし

<風評被害の確認>

- ✓ 地元産品Bの風評被害発生を推認
- ✓ 風評対象产品Bは、加工品Aの主な原材料
- ✓ 「加工品Aも風評被害あり」と推認

② 損害額の算定

放出前の
加工品Aの
売上げ
[2億円]

放出後の
加工品Aの
売上げ
[1億円]

貢献利益率
[30%]

= 損害額
[3,000万円]

5. 賠償に関するお問い合わせについて



- ALPS処理水放出に関する損害賠償につきましては、下記の専用ダイヤルにてお問い合わせを承っております。

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償専用ダイヤル

0120 - 429 - 250

受付時間 9:00~19:00(月~金(除く休祝日))
9:00~17:00(土・日・休祝日)